

建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領

(平成21年 3 月19日)

(目的)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事等の入札・契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、建設工事等の入札・契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 鹿児島県職員定数条例（昭和24年 8 月26日条例第45号の2）第2条第1号に規定する知事の事務部局の職員をいう。
- (2) 建設工事等 鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年 3 月22日告示第450号。以下「指名停止要綱」という。）第2条第2号に規定する建設工事等をいう。
- (3) 不当な情報提供要求 建設工事等の入札・契約に係る次に掲げる情報のうち、公表されていないものの提供を職員に対して要求する行為をいう。
 - ア 一般競争入札の入札参加申込者の名称又は数
 - イ 指名競争入札の指名業者の名称又は数
 - ウ 予定価格（設計額及び入札書比較価格を含む。）
 - エ 最低制限価格
 - オ 低入札価格調査基準価格
 - カ 特別重点調査対象価格
 - キ 失格基準価格
 - ク 総合評価方式に係る技術評価点
 - ケ 設計単価
 - コ その他入札・契約に関する秘密に属する情報
- (4) 不当な働きかけ 職員に対して建設工事等の入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適当な行為を行うことを要求することをいう。
- (5) 不当な情報提供要求等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

(不当な情報提供要求等への対応)

第3条 職員は、不当な情報提供要求及びその疑いのある要求に対しては、回答してはならない。

2 職員は、不当な働きかけ及びその疑いのある行為に対しては、可能な限り複数の

職員で対応するものとする。

- 3 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して「不当な情報提供要求等記録簿」（別記第1号様式。以下「記録簿」という。）を作成する旨及び当該記録簿は公表することがある旨を告知するよう努めるものとする。ただし、不当な情報提供要求等が鹿児島県不当要求行為等対策要綱（平成19年4月1日施行）第2条に規定する不当要求行為等に該当する場合は、当該要綱に定めるところによる。
- 4 職員が、他の職員が不当な情報提供要求又は不当な働きかけに関与している事実を知ったときの対応は、鹿児島県職員等による内部通報に関する要綱（平成18年4月1日施行）に定めるところによる。

（記録及び報告）

- 第4条 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、速やかに記録簿を作成し、所属長（当該職員の所属する本庁の課長及び出先機関の長をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。
- 2 所属長は、前項の報告を受けたときは、その内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かについての意見を記録簿に付記するとともに、記録簿の写しを当該建設工事等を所管する本庁の課長を経由して当該建設工事等を所管する本庁の部長（以下「所管部長」という。）に送付し、報告するものとする。
 - 3 所管部長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かを判断し、その結果を当該所属長に通知するとともに、不当な情報提供要求等に該当すると判断したものについては、知事、副知事、総務部長及び土木部長に報告するものとする。
 - 4 所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、記録簿の余白にその結果を付記するとともに、記録簿を適正に保管しなければならない。

（公表等）

- 第5条 土木部長は、前条第3項の規定による報告に基づいて、「不当な情報提供要求等一覧表」（別記第2号様式）を作成し、随時公表するものとする。
- 2 所管部長及び土木部長は、入札・契約事務の適正な執行を確保するため、職員が、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、その内容に応じて組織として必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 知事は、不当な情報提供要求等を行ったと認められる者が、指名停止要綱第2条第1号に規定する有資格業者であるときは、情報入手の有無にかかわらず、同要綱に基づいて当該有資格業者に対して指名停止の措置を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 21 日から施行する。

不当な情報提供要求等記録簿

年 月 日

記 録 者	所 属		職 名	
	氏 名			
日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分頃 ~ 午前・後 時 分頃			
手段・場所等	☐ 面 談 ☐ 電 話 ☐ 電子メール ☐ 手紙・はがき ☐ その他 () 場 所 : ()			
相 手 方	氏 名			
	住 所			
	電話番号		年 齢	
	職業・所属			
不当な情報提供要求又は働きかけの内容				
対応の内容・対応方針				
処 理 結 果 等				

所 属 長 意 見	☐ 不当な情報提供要求に該当 ☐ 不当な働きかけに該当 ☐ 不当な情報提供要求等に該当しない
-----------	--

(注) 該当の有無について判断した理由を記載した資料等を添付すること。

別記第2号様式

不当な情報提供要求又は働きかけ一覧表（ 年度）

年 月 日公表

番号	不当な情報提供要求等を受けた日	担 当 所 属	不当な情報提供要求等の内容	相 手 方

建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等への対応フロー

